

令和5年度地籍調査事業計画

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、令和5年度地籍調査事業計画を次のとおり定めました。

令和5年4月3日

長野県知事 阿部守一

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
長野市	長野市戸隠豊岡、鬼無里日影、信州新町牧田中、大岡乙、豊野町豊野の各一部	令和6年3月29日まで
北安曇郡白馬村	北安曇郡白馬村大字北城の一部	令和6年3月31日まで